

令和7年度（令和6年分）

市民税・県民税申告相談のお知らせ

市民税課(☎457-2145)

〒430-0948

浜松市中央区元目町120-1 元目分庁舎

天竜区

1 受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時

2 相談窓口・日程

天竜区役所 2階会議室

2月	対 象 地 区	3月	対 象 地 区
	うち天竜地域		うち天竜地域
17日（月）	竜川・只来	3日（月）	全地域
18日（火）	熊・横川	4日（火）	阿蔵・鹿島・南鹿島
19日（水）	阿蔵・鹿島・南鹿島	5日（水）	下阿多古
20日（木）	上阿多古	6日（木）	船明・大谷・次郎八新田
21日（金）	二俣・大園	7日（金）	上阿多古
25日（火）	下阿多古	10日（月）	熊・横川
26日（水）	船明・大谷・次郎八新田	11日（火）	山東
27日（木）	山東	12日（水）	二俣・大園
28日（金）	竜川・只来	13日（木）	
		14日（金）	全地域
		17日（月）	

春野支所 2階 会議室	佐久間歴史と民話の郷 小ホール	水窪支所 1階 会議室
対 象 地 区	対 象 地 区	対 象 地 区
12日（水） 犬居	18日（火） 城西	25日（火） 小畑・西浦・草木
13日（木） 豊岡	19日（水） 浦川	26日（水） 神原・上村・向島・門谷
14日（金） 熊切・杉・川上	20日（木） 山香	27日（木） 水窪・竜戸・長尾・大野・向市場・門桁
17日（月） 気田	21日（金） 佐久間	
龍山支所 会議室		
対 象 地 区		
2月28日（金） 大嶺・戸倉	3月3日（月） 瀬尻・下平山	

※各会場の地区割は混雑緩和のためのご案内です。
ご都合に合わせた会場をご利用ください。
その他の会場については、広報はままつ1月号
または浜松市ホームページでご確認いただけます。

◆天竜区や再編前の北区では、地域にお住まいの方を対象に、相談内容を下記㉖～㉙に限定して、市民税・県民税申告相談会場において、「令和6年分所得税の確定申告」を受け付けています。

- ㉖給与所得、公的年金や個人年金などの雑所得、一時所得
- ㉗収支内訳書が作成されている事業（営業等・農業）・不動産の所得（※青色申告は除く）
- ㉘総合課税の配当所得（※外国税額控除の対象となるものは除く）

【持ち物：源泉徴収票や収支内訳書、医療費控除明細書や証明書（保険料控除証明書等）

マイナンバーカードの表面・裏面の写し（※確定申告書に添付）など】

◆税務署が開催する税理士の「無料税務相談所」（※裏面参照）で所得税の確定申告相談を行っています。

※上記㉖～㉙以外の所得税の申告や相談（「土地・建物や株式等の譲渡所得」、「住宅ローン控除などの税額控除」ほか）・添付明細書等の確認や集計に長時間を要する場合などは、税務署が開催する「アクトシティ浜松確定申告相談会場」をご利用ください。（裏面や「広報はままつ1月号」を参照してください。）

※2月17日（月）から3月17日（月）まで各会場で受付しているため、市民税課（元目分庁舎）や市役所（中央区元城町）では、申告の相談を行っておりません。

【参考】市民税・県民税申告相談中央会場のご案内

- 相談会場：アクトシティ浜松 展示イベントホール
- 受付期間：令和7年2月17日（月）から3月17日（月）まで（土・日・祝日を除く）
※ただし、3月2日（日）は開催します。
- 受付時間：午前9時から午後4時まで
※無料の駐車場はありません。公共交通機関や有料駐車場をご利用ください。

3 市民税・県民税申告書の作成等について

作成方法について (市民税・県民税申告書)	ホームページから作成	浜松市 HP ▶ 申告書作成コーナー 検索 
	手書きで作成	市民税・県民税申告の手引き 参照
提出期限について		令和7年3月17日(月)まで
申告相談期間中の 提出窓口・方法について	直接提出される場合	税務総務課(市役所3階)、市民税課(元目分庁舎2階)、東・西・南行政センターの証明グループ、みをつくし文化センター2階、北行政センター 1階提出箱、天竜区役所 1階提出箱、浜名区役所 区民生活課、引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山の各支所
	郵送の場合	〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎2階 浜松市役所 財務部市民税課 個人市民税グループ

4 所得税の確定申告のご案内

浜松西税務署 TEL 555-7111 (代表) 【旧(中・西・北)区】

浜松東税務署 TEL 458-1111 (代表) 【旧(東・南・浜北)区・天竜区】

各会場への入場には、『入場整理券』が必要です。※配付枚数には、限りがあります。

○アクトシティ浜松展示イベントホール会場では、当日に『入場整理券』を配付しますが、事前に LINE アプリでのオンライン予約もできます。

LINEでオンライン予約される場合
国税庁 LINE 公式アカウント



○天竜区役所2階23会議室は、当日の整理券のみとなります。
LINE アカウントからの予約はできません。

区分	会場	開設期間(土・日・祝日を除く)	開設時間
確定申告相談会場(※1)	アクトシティ浜松 展示イベントホール ★無料駐車場はありませんので 公共交通機関をご利用ください。	2月17日(月)～3月17日(月) ※3月2日(日)に限り開設	午前9時～午後5時
住宅借入金等特別控除説明会		2月12日(水)～2月14日(金)	午前9時～午後4時
税理士による 無料税務相談所(※2)	天竜区役所 2 階 23 会議室	1月29日(水)～1月31日(金)	午前9時30分～正午、 午後1時～午後4時

(※1)アクトシティ浜松展示イベントホール会場では、基本的にご自身のスマホを利用した申告書の作成指導を行います。

来場の際には、スマホやマイナンバーカード(発行時に設定した2つのパスワードが必要です。)をお持ちください。

(※2)天竜区役所2階23会議室では、譲渡所得(株式等譲渡所得を含む)、山林所得、贈与税の申告や複雑な消費税及び地方消費税などの相談には応じられません。

自宅からの e-Tax でこんないいこと！

★詳しくは、国税庁ホームページへアクセス

●確定申告会場に来場する必要なし

[国税庁 HP](#) ▶

[確定申告](#)

[検索](#)

スマホの人はこちらから →



●スマホ申告が便利

青色決算書、収支内訳書や消費税申告書の作成ができるため、事業所得者や不動産所得者の人はスマホでの申告が可能

●マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータが自動入力でき、入力の手間もミスもなく安心です。

(行政区再編によるマイナンバーカードの住所変更の手続きは不要です。)

※ご不明な点はチャットボット(ふたば)もしくはヘルプデスクへ

【e-Tax・作成コーナーヘルプデスク】 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時(休祝日を除く)

・0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

・03-5638-5171(通常電話料金)